

日本におけるバウチャー制度の導入例

項目	制度	教育訓練給付金制度	東京都千代田区 講座講習会バウチャー制度
対象となる講座		厚生労働大臣の指定する講座	対象の民間学習機関が開催する講座・講習会 (資格取得・試験合格を目的とする講座を除く)
対象となる実施事業所種		学校法人、財団法人、株式会社等	大学、カルチャーセンター等
バウチャー受給者数(実績値)		159,066人(平成17年度) ※1	助成実績168件(平成16年度) ※4
バウチャー受給者数の上限		なし	なし
バウチャー受給の対象者数		雇用保険の被保険者総数は 34,603,000人(平成16年度) ※2	43,933人(平成18年1月1日現在 千代田区民数) ※5
条件を満たす者全員がバウチャーを利用できるか		可	可
バウチャー券の券面額が講座受講料に足りない場合、実施事業所が受給者から差額を徴収できるか		不可(給付金は個人に付与される)	不可(補助金は個人に付与される)
バウチャーによる支給額(実績値)		11,807,547,000円(平成17年度) ※1	予算現額 3,709,000円(助成予定件数を300とする) (平成16年度は、助成予定300件に対し助成実績は168件であり、総経費は1,847,738円であった(執行率49.82%)) ※5
受給者一人あたり支給上限		・受給者の条件を満たす期間が5年以上の者…20万円 ・受給者の条件を満たす期間が3年以上5年未満の者…10万円	・受講料の1/2 ※入学金・教材費等は補助対象外 ※区民1人年間1万円が上限
財源		労働保険特別会計(雇用保険料+国庫負担) ※3	一般財源
受給者の条件		1. 雇用保険の一般被保険者(在職者) 厚生労働大臣指定講座の受講開始日において通算3年以上の雇用保険の一般被保険者期間がある者。 ※一般被保険者期間が途中で中断していて、その中断期間が1年を超える場合、中断以前の被保険者期間は通算されない。 2. 雇用保険の一般被保険者であった者(離職者) 受講開始日において雇用保険の一般被保険者でない者のうち、雇用保険資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ通算3年以上の雇用保険の一般被保険者期間がある者。 (注)一般被保険者は、65歳の誕生日の前日に一般被保険者でなくなり高年齢継続被保険者として資格が切り替わる。このため、受講開始日が66歳の誕生日の前日以降にあたる場合は支給対象にならない。 3. 過去に教育訓練給付金を受給したことがある者 受給した教育訓練講座の受講開始日以降、通算3年以上の雇用保険の一般被保険者期間がある者。	・千代田区民であること (住民登録・外国人登録がある者) ・区内にある大学やカルチャーセンター等の対象民間学習機関で、趣味や教養に関する講座・講習会を受講すること。
発券の有無		なし (指定の申請手続き用紙をハローワークに提出することにより支給される)	なし (指定の申請手続き用紙を事務局に提出することにより支給される)
バウチャーの発行時期・発行頻度		・教育訓練の受講修了日の翌日から起算して1ヵ月以内に支給申請手続を行う必要がある。これを過ぎると申請が受け付けられない。 ・一度教育訓練給付金を受給すると、過去の受講開始日以降の雇用保険の一般被保険者期間が通算3年以上とならないと、新たな受給資格が得られない。	受講生は受講終了後、受講した各民間学習機関で受講証明書に認証を受けて、請求書類とともに期限までに提出する(期限について:対象受講期間が平成18年4月1日～平成19年3月31日であれば、補助金を請求できる期間は平成18年4月1日～平成19年3月末まで)。 1人年間1万円を上限としてバウチャーが支給される。
個人補助か機関補助か		個人補助	個人補助
補助金の流れ図			

【注】

※1 第25回労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会 資料2 給付関係資料 p.34(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/05/dl/s0525-3b.pdf>)より

※2 「雇用保険事業年報(平成16年度)」より。34,603,000人は雇用保険の被保険者の総数であり、教育訓練給付金の対象者の正確な人数を知るには、受給者の条件に該当しない者の人数を引く必要がある。

※3 財務省HP「特別会計のはなし(平成18年4月)」の『2. 社会事業関係の特別会計2-1厚生保険特別会計(http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/tokkai1804/tokkai1804_1f.pdf)』より

※4 「平成16年度主要施策の成果」(千代田区HP:http://www.city.chiyoda.lg.jp/plan/seika_16/02.pdf)より

※5 「平成18年版千代田区行政基礎資料集」千代田区HP:<http://www.city.chiyoda.lg.jp/welcome/toukei/kisosiryou/>より